



文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官

豊口 和士

これからの書写・書道教育 (33)

平成29年3月に小学校・中学校・平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂・告示されて以降、小学校、中学校、高等学校等の学校教育現場では、様々な教育課題に向き合いながら、これからの社会に対応するべく教育の改善と充実に日々取り組まれているところかと思えます。そうした中、令和7年度より、中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会の各ワーキンググループで、次期学習指導要領改訂に向けた検討が進められており、次期改訂もいよいよ近づいてきています。

本連載では、次期改訂も見据えながら、現行の教育課程を踏まえたこれからの書写・書道教育と、関連する事項について紹介していきます。現行の教育課程を学校並びに社会において共有し相互に理解しあうことで、学校教育並びに社会教育としての書写・書道教育の更なる発展・振興を図り、学校だけでなく、社会全体で児童・生徒の学びと成長を支援してまいりましょう。

前回に引き続き、学習指導要領の次期改訂に向けての基本的な考え方について、中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」での記述を中心に確認してみたいと思います。

(本誌令和8年7月号P11図参照。)

本図はポイント版からの引用ですが、

「論点整理」の図と同様。)

三 教育課程企画特別部会「論点整理」

(1) 改訂議論の方向性

「論点整理」では、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができ、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つの方向性が示され、中教審各ワーキンググループにおいて議論が進められています。

また、これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものであり、「多様な子供たち(②)の『深い学び』(①)を確

かなものに(③)することを目指し、併せて、「社会に開かれた教育課程」や「個人と社会のウェルビーイングの実現」といった理念も更に深めていく必要があるとしています。

① 「主体的・対話的で深い学び」の実装

①の方向性は、現行学習指導要領が目指している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図るという点とであり、質の高い教育の実現を目指しています。

その実現のため、具体的には、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化・デジタル化、学びに向かう力、人間性等の重要概念の整理等により、分かりやすく、使いやすい学習指導要領を目指しています。また、思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「確かな知識」を習得すること、学びに向かう力、

人間性等を育成することが一層重要とされ、また、学校段階間の連携・接続の深化による学びの連続性の確保に一層留意すべきとしています。

また、学校や社会における現状でのデジタル化の様々な課題等も挙げながら、このような授業改善に向けて、デジタル学習基盤の効果的活用が不可欠であるとし、情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤と位置付け、抜本的な向上を図ることをしています。

② 多様性の包摂

②の方向性は、多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、①の方向性と両立させることが不可欠であるとされています。

このため、「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、高等学校段階における単位制度の柔

軟化、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等により、教育課程全体を包摂的な仕組みに改め、その具現化を図るとしています。

こうした取組は、一人一人の個性や特性、背景を踏まえた対応が可能な仕組みを整えるという意味で、公正性を拡大するものとしています。

③ 実現可能性の確保

③の方向性は、①・②の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤の更なる充実、教科書や教材、指導書の改善、必要な設備の整備、総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべきものとしています。

このため、教師と子供の双方に「余白」（教育の質向上のための時間的余裕）を創出することで、豊かな学びに繋げる方向を踏まえた検討を行う必要を示しています。

(2) 自らの人生を舵取りする力と

民主的な社会の創り手育成
社会全体の構造変化の中で、皆と

同じことができることも重要ですが、それ以上に独自の発想や視点に価値が置かれるようになってきています。また、今後対峙していく予測困難な時代には、「自らの人生を舵取りできる力」が不可欠となりつつあります。さらに、SNSや生成AIの負の側面の影響もあり社会分断の可能性等も指摘される中、デジタル時代に主体的に社会参画する「民主的な社会の創り手」の育成も喫緊の課題と考えられます。

このため、全ての幼児児童生徒に育むべき資質・能力育成の具体化・深化と並行して、一人一人の「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばしながら、それらを原動力として学び全体への動機付けを図っていく取組と、当事者意識を持って、自分の意見を形成し、多様な他者と対話や合意を図る取組を同時に進め、これらが有機的に関わり合い高まっていく教育課程に変革していく必要があるとしています。

こうした問題意識の下、学びに向かう力、人間性等の概念の再整理、

総合的な学習・探究の時間を中心とした質の高い探究的な学びの実現、デジタル化の負の側面への対応を含む情報活用能力の抜本的向上、特別活動を中心とした主体的な社会参画に関わる教育の改善、個性・特性に応じた学びの充実に繋がる裁量的な時間の創設等について、企画特別委員会及び各ワーキンググループで議論されてきました。

以上、「論点整理」に示された改訂に向けた基本的な方向性について概説しましたが、児童生徒の皆さんには少し難しかったかもしれません。

皆さんにとってまず大切なことは、興味・関心を原動力に、当事者意識を持って、他者と対話しながら自分の意見を形成し、自他それぞれの独自の発想や視点を大切にして、自らの人生を舵取りし切り拓いていくということなのでしょう。書写書道を学ぶことが皆さんにとってその一つのきっかけとなっていることを願います。